

五泉市農業委員会

令和3年 第6回 定例総会議事録

会議開催 令和3年6月30日(水) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 4階 401会議室

出席委員(17人)

1番 渡辺 清滋	2番 加藤 健一
3番 江口 聡	4番 渡邊 清司
5番 高橋 甚一	
7番 岩出 ノブ子	8番 林 毅
	10番 権平 孝男
11番 阿部 伸由	12番 渡邊 みのり
13番 高岡 公衛	14番 川村 孝雄
15番 佐久間 公英	16番 楯 英樹
17番 地濃 潤一	18番 松尾 タカ子
19番 古田 常藏	

欠席委員(2人)

6番 今井 聡	9番 亀山 公子
---------	----------

関係説明者

局 長 鈴木 一弘	次 長 五十嵐 敦
村松事務所長 田中 正徳	係 長 阿部 隆
主 査 松村 徹	

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地転用事業変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農
地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第 1 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和 3 年第 6 回定例総会を開
催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行
をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 3 年 第 6 回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、17 人で、定足数に達
しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

なお、6 番 今井聡 委員、9 番 亀山公子 委員より欠席の通告がありましたので報
告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります、本日 1 日限りとし、議事日
程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございません
か。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります、五泉市農業委員
会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、
ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 17 番 地濃潤一 委員、1 番 渡辺清滋 委員にお願いします。

また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

調査班の班長 14 番 川村孝雄 委員から報告してもらいます。

調査班長（川村孝雄 委員）

はい議長。議席番号 14 番、現地調査班 川村です。優良農地の保全と確保、無断転
用の防止として 6 月の農地パトロールを実施しました。

本日 9 時 30 分から私ほか、江口 委員、木村 推進委員、久保 推進委員と事務局の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、次屋、船越、一本杉、羽下、村松地区では、上野、矢津等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 3 件であります。うち、売買が 1 件、賃貸借 1 件、使用貸借 1 件となります。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、検討結果を中心にご説明いたします。
3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買での所有権移転の案件となります。
譲受人の経営規模拡大のため、田 4 筆、4,471 m²を議案書記載の金額で売買するものです。
5 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、賃貸借の案件となります。
譲渡人の経営規模縮小のため、畑 1 筆、581 m²を議案書記載の金額で賃貸借するものです。
6 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
続きまして 4 ページをご覧ください。番号 3 番は、使用貸借の案件となります。
番号 2 番と同じ譲渡人であり、経営規模縮小のため、田 2 筆、406 m²を使用貸借するものです。
7 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（川村孝雄 委員）

　　はい議長。説明いたします。番号 1 番は上野地内の田で、番号 2 番は羽下地内の畑、番号 3 番は次屋地内の田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
　　ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

高橋甚一 委員 　　はい。

議 長 　　はい、高橋委員。

高橋甚一 委員 　　議席番号 5 番、高橋です。

　　確認なんですけど、番号 1 番の売り渡し金額は桁は変わらないのでしょうか。この金額のままなんでしょうか。

議 長 　　はい、事務局。

阿部係長 　　はい、議長。

議 長 　　はい。

阿部係長 　　高橋委員のご質問にお答えします。委員ご指摘のとおり総額 20 万円ということで間違いないと、当事者間の合意の結果であります。以上であります。

議 長 　　はい。たまげるよね。まあ、売り手買い手の双方の理解の下での、協議の下でのということ。良いですか。

高橋甚一 委員 　　はい。

議 長 　　ほかに無ければ、採決に入ります。

　　「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

　　～～挙手全員～～

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

　　続きまして、「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程しま

す。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。今回の農地法第4条の規定による許可申請は、総数1件であります。

11ページをご覧ください。番号1番は地目畑1筆、合計面積546㎡を駐車場用地とする永久転用案件であります。申請地の近隣に居住する申請者が、重機、ダンプ置場として使えるように、と計画したものです。

18ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。申請地は矢津地内の第1種農地にも第3種農地にも該当せず、周囲を宅地に囲まれた小規模の生産性の低い農地であるため、その他2種農地と判断されます。

周辺への影響も少ないと考えられ、駐車場用地として使用する事は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長(川村孝雄 委員)

はい議長。説明いたします。番号1番は矢津地内の畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。
この案件には、委員が関係するものがあります。

21 ページの議案番号 1 番は関係委員が関係しますので、議事参与の制限により関係委員は退室をお願いします。

(関係委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

21 ページをご覧ください。番号 1 番は砂利採取に伴う搬出入路として令和 2 年 6 月に許可を受けておりましたが、期間の変更を行うものであります。

29 ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。

申請地は一本杉地内の農用地ですが、計画そのものに変更はなく、砂利採取後に原形復旧するものであるため、一時転用はやむを得ないものと判断しております。以上であります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請について」の議案番号 1 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請について」の議案番号 1 番は、原案のとおり決定されました。

関係委員は入室してください。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、「議第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請について」の議案番号 1 番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画変更承認申請は、先ほど審議いただいた案件を含めまして総数2件であります。

21ページをご覧ください。番号2番は砂利採取に伴う搬出入路及び表土置場として令和3年1月に許可を受けておりましたが、砂利採取への変更を行うものであります。

36ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。

申請地は一本杉地内の農用地ですが、周辺への影響も少ないと考えられ、砂利採取後に原形復旧するものであるため、一時転用はやむを得ないものと判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第3号 農地転用事業計画変更承認申請について」の議案番号1番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第3号 農地転用事業計画変更承認申請について」の議案番号1番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数1件で、使用貸借1件であります。

39ページをご覧ください。番号1番は、地目田2筆、面積217㎡を個人住宅建築用地とする永久転用案件で、親子間での使用貸借となります。

46 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ- (ア)」であります。申請地は船越地内の第1種農地にも第3種農地にも該当せず、周囲を宅地に囲まれた小規模の生産性の低い農地であるため、その他2種農地と判断されます。

周辺への影響も少ないと考えられ、個人住宅用地として使用する事は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (川村孝雄 委員)

はい議長。説明いたします。番号1番は船越地内の休耕畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 はい、議長。説明いたします。

49 ページをご覧ください。今月は、1件の申し出がございました。

令和3年6月15日火曜日に、あっせん審査委員会が開催され、議案番号1番の内容について審議されました。あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番は、売買の案件です。番号1番は、合計面積267㎡、番号1番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。
「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「通常案件」についてお諮りします。
この案件には、委員が関係するものがあります。
79ページの議案番号24番は関係委員が関係しますので、議事参与の制限により関係委員は退室をお願いします。

(関係委員 退室)

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。
79ページをご覧ください。番号24番は利用権設定の再設定の案件です。
合計面積3,170㎡、番号24番は未相続農地ですが、関係権利者の同意を得て、申出者を推定相続人代表として申請を受理しました。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです

この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の

内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」の議案番号 24 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 24 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の議案番号 24 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

説明の前に議案書の内容に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。80 ページをご覧ください。議案番号 25 番の再設定案件でございますが、契約の開始年月日と終了年月日に誤りがございました。

開始日の令和 3 年 7 月 8 日を 9 日に、終了日の令和 13 年 7 月 7 日を 8 日に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、50 ページからをご覧ください。今月の通常案件は、先ほどご審議いただいたものを含め、総数 30 件で、うち賃貸借の新規が 5 件、再設定が 25 件の申し出がございました。

番号 1 番から 5 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 13,346 m²、番号 2 番は、合計面積 25,081 m²、番号 3 番は、面積 877 m²、番号 4 番は、合計面積 4,234 m²、番号 5 番は、合計面積 3,492 m²、それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして 54 ページをご覧ください。番号 24 番を除く、番号 6 番から 30 番につき

ましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「通常案件」の議案番号の 24 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号の 24 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。
84 ページからをご覧ください。今月は、1 件の申し出がございました。番号 1 番は、農地中間管理機構への賃貸借の案件となります。
番号 1 番は、合計面積 9,335 ㎡、これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。
今月は、田、9,335 ㎡を農地中間管理機構へ貸借します。
これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、日程 8 報告事項に入ります。
「報告第 1 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい議長報告いたします。
89 ページからをご覧ください。第 5 回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。
番号 1 番は、合計面積 1,844 ㎡、これらを議案書記載の金額で農地中間管理機構から借受人に対して貸借されるものです。
以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。
以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。
これをもちまして、令和 3 年第 6 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 30 分 閉会)